

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一(一)次葉
平三十・四・一以後終了事業年度等分

別表一(一)次葉

「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳

法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	

法人税額の計算

中小法人等の場合 そ法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
	所得金額(50)+(51)	52	000	法人税額(54)+(55)	56	
	所得金額(1)	53	000	法人税額(53)の23.4%又は23.2%相当額	57	

「50」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2
- ② 「区分番号」欄：「00380」※1又は「00381」※2
- ③ 「適用額」欄：「50」欄の金額(円単位)

(注)1 **適用額は、年800万円が上限となります。**

2 **別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号：「00380」)

普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号：「00381」)

一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

額の計 算	前 の 法 人 税 額	65		税 告 確 定 地 方 法 人 税 額	73	
	還 付 金 額	66	外	額 前 の 中 間 還 付 額	74	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(16-(65)若しくは(16+(66))又は(66-(28))	67	外	計 算 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	75	
	この申告前の 欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額(44-(73)若しくは(44+(74)+(75))又は((74-(45))+(75-(45)の外書))	76	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69					